

保有個人データに関する事項の公表等について

本土地改良区個人情報保護に関する規程第 15 条の規定により、保有個人データに関する事項を公表する。

平成 26 年 1 月 31 日
阿賀野川土地改良区

- 1 本土地改良区の名称
阿賀野川土地改良区
- 2 利用目的
本土地改良区定款第 4 条に規定する事業を円滑に実施するために利用する。
労働者等の個人情報、事業等を実施する際の雇用管理のために利用する。
- 3 個人情報の保護に関する方針
 - ①法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱う。
 - ②苦情処理に適切に取り組む。
- 4 共同利用に関する事項
本土地改良区の個人データは、共同利用を行う。共同利用の概要は下記のとおり。
 - ①共同して利用する個人データの項目
氏名、住所、土地所有状況等の組合員名簿、土地台帳等の個人情報データベース等に記載されている事項
 - ②共同で利用する者の範囲
農林水産省、新潟県、阿賀野市、新潟市、新発田市、阿賀野市農業委員会、新潟市の農業委員会、新発田市農業委員会、新潟県土地改良事業団体連合会、阿賀用水右岸土地改良区連合、北蒲みなみ農業協同組合、ささかみ農業協同組合
 - ③利用する者の利用目的
本土地改良区地区内で実施される国営土地改良事業、県営土地改良事業その他の地域農業の振興のため
 - ④個人情報の管理等について第一次的に責任を有する者の名称
阿賀野川土地改良区 個人情報保護管理者 総務部長
- 5 保有個人データに関する本人からの次に掲げる求めを行う場合の方法及び手数料
 - ①保有個人データに関する求めの種類
利用目的の通知の求め、開示の求め、内容の訂正、追加又は削除の求め、利用停止又は消去の求め、第三者提供の停止の求め
 - ②保有個人データの開示等を求める場合の手続き
開示等の求めを行う旨及び求めの内容を記載した書面を本土地改良区理事長へ提出して下さい。
 - ③手数料
本土地改良区手数料徴収規程のとおり。
ただし、これによりがたい場合は実費を徴収するものとする。
- 6 個人情報の取扱いに関する苦情の申出先
阿賀野川土地改良区 個人情報保護管理者 総務部長